

## 沖縄の「自己決定権」—その歴史と現在

伊波洋一 元宮野湾市長

### はじめに

今、沖縄では、沖縄本島北部東海岸にある名護市辺野古の米軍キャンプ・シュワブへの新たな海兵隊新基地建設計画に対して県民的な反対運動が取り組まれている。二〇一四年七月から本格的な新基地建設工事に向けて海底ボーリング調査が始まり、海上や米軍キャンプ・シュワブのゲート前で抗議行動や座り込みが一年以上も継続されている。

辺野古新基地建設反対運動を県民的に支援するために、二〇一四年七月二七日「沖縄『建白書』を実現し未来を拓く島ぐるみ会議」が結成され、県内の各市町村でも支部組織が結成されている。「島ぐるみ会議」では、毎日、各地から辺野古バスを出して、米軍キャンプ・シュワブのゲート前での座り込みを支援している。これまで沖縄の反基地運動は、革新政党と労働組合、平和団体が主流の取組みだった。今、米軍

キャンプ・シュワブ前に座込みに来る人々は、一般的の市民であり、辺野古の海でカヌーを漕いで抗議をする人々も普通の市民である。従来の反基地運動にはなかつた沖縄の人々の強い連帯感と参加の広がりの背景には、あくまで沖縄に米軍基地を押しつけようとする日米両政府に対する沖縄県民の意思がある。

これまで、日米政府への要請を通して問題の解決を図ってきた沖縄県民が、自らの県民意思を示して問題の解決を日米政府に迫るものになりつつある。

名護市・辺野古新基地建設に反対する運動の県民的な広がりと併せて、沖縄県民のなかで起きていることに「沖縄県民の自己決定権」を求める動きがある。沖縄のように「自己決定権」が人々の関心となつてゐる地域は国内では他にはない。沖縄県民が「自己決定権」を求める背景について、沖縄が歩んできた歴史を辿りながら日米政府の間で翻弄され続ける沖縄県民の米軍基地問題を考察する。

沖縄県民の「自己決定権」議論の中には、独立をめざす動きもある。かつて居酒屋「琉球独立論」とも言われたが、今日では沖縄県内大学の研究者たちが中心になつて沖縄の独立をめざす「琉球民族独立総合研究学会」も設立されている。

### 琉球国の成立と島津氏の侵攻

沖縄の「自己決定権」を実現するためには、をめざす背景には、一四二九年から一八七九年まで四五〇年間、琉球国だったことがある。琉球は、三山時代に中山王・察渡が一三七二年初めて明王朝に朝貢して以来、その後、尚巴志が一四二九年に三山を統一して琉球国を誕生させた後も、明王朝との朝貢・冊封関係をいつそう強化して、明に代わりジャワ・マラッカや日本、朝鮮などとの中継貿易を一手に扱い国を運営して來た。その過程で、南は宮古諸島、八重山諸島の与那国島まで、北は奄美諸島までを琉球に統一した。

しかし、琉球は一六〇九年に徳川家康の承認を受けた薩摩藩に軍事侵攻されて敗れた。捕われた琉球国王・尚寧は、藩主島津家久の元に連行され、翌年には島津家久と共に江戸に向かい徳川家康・秀忠に謁見した。島津家久は徳川家康から琉球の支配権と奄美諸島を直轄領として与えられた。琉球は、朝貢貿易を維持するために薩摩による支配のもとで国としての存続が認められた。



し、病床の尚泰王を代理した今帰仁王子に「清國との朝貢冊封関係の差し止め」を命じた。さらに、尚泰の上京、新刑法の採用、日本軍鎮台分営設置など六項目を命じた。松田处分官の通告は、五〇〇年近く朝貢貿易を通して国を運営してきた琉球にとって滅亡を意味すると一〇〇人余の士族らが尚泰に受け入れないよう訴えた。

松田处分官は、琉球の抵抗に対し明治政府への琉球の直訴を認める代わりに、政府が聞き入れなければ政府の命令を受け入れることを条件にして、救國直訴の琉球使節団とともに東京に戻った。七五年九月、帰京した松田道之处分官は琉球出張の報告書を太政大臣に提出し、そのなかで琉球の抵抗を弾劾し「命令に従わない王の罪を処断し、王に命じて土地人民を奉還させ沖縄県を置き、分遣隊進駐の期日を早めて、士族や住民の暴挙を防止すべき」とした。一方、琉球使節団の請願行動に対し政府は「松田の六項目の命令の承認」を強く求めた。琉球使節団は十数回の請願書を届け続け七六年五月には東京退去を命じられたが、琉球使節は請願をぐりかえした。

## 琉球の抵抗・清國への密使派遣

明治政府の強硬な姿勢に対し七六年一二月、琉球は初めて清国に直訴の密使一九人を送りだす。荒天に阻まれ漂流し四ヵ月もかかる福州の琉球館に着いた。ただちに福建当局に「日本

政府による朝貢の禁止」を訴えた。進貢停止命令を知った清国では、実力者・李鴻章が琉球の問題に深めていく。琉球の進貢停止問題

について清国の初代駐日公使の何如璋に対応させる。何如璋が乗った清国軍艦が七七年一二月に神戸港に入港した際、停泊中の未明に琉球の三司官与那原親友良傑が破れた服をつけ乱れた格好で船内に押し入り、懐から国王からの「琉球の救援を求める」密書を差し出した。七五年九月以来、退去を命じられても請願を繰り返していた琉球使節が行き詰まるなかでとつた必死の行動だった。何如璋らは東京に着くと第一の外交課題として琉球問題に取組み、琉球使節からの嘆願書も受けながら面談を繰り返して琉球問題への理解を深め、清本国に対し日本軍の琉球攻撃には軍事力で対抗する案も含めて建議した。しかし、李鴻章は、清国が武力で小島外務卿も琉球は日本の「属地」として「日本人」とだと譲らなかつた。その後、何如璋は、正式な抗議文を送付して「琉球は、清國の藩属、自治の国」と主張して、進貢禁止は日清修好条約第一条の「相互の属領を侵さない」に違反するとの国際法上も問題だとした。

## 「琉球処分」の国際問題化

一方、琉球使節は、五〇年代に修好条約を結んだ米仏蘭三国の駆逐公使や駆逐公使へ明治政府の暴挙を訴える密書を送った。密書は明治政府の琉球への干渉をやめさせるよう要請するものだった。フランスとオランダは受け取らなかつたが、米国公使は受け取つた。七九年一月に入ると、英仏両駆逐公使が寺島外務卿を訪ねて、琉球は「日清両属」とみなせると指摘、とくに英國公使・バークスは「米国公使も『琉球は日清両国の保護下に置くべきだ』と言つていた」と指摘した。米国は唯一、琉球との修好条約を議会で批准した国でもあり、米国公使は琉球使節の密書についても「本国の指示に従つて処理する」と回答していた。

そのころ琉球使節がオランダ公使に提出した密書が上海の新聞に全文掲載されて、寺島外務卿に強く進貢禁止命令の撤回を強く求めた。寺島外務卿も琉球は日本の「属地」として「日本人」とだと譲らなかつた。その後、何如璋は、正

明治政府は、琉球問題が国際問題化する前に決着させるべく、一月初めに松田道之处分官を二度目の琉球派遣に出発させていた。琉球に着いた松田处分官は一月二六日、首里城に赴き、今帰仁王子に対して政府の通達を読み上げて、返答期限を二月三日と言い渡した。政府の通達は、清国への密書による直訴や米仏蘭公使への密書を政府への「大不敬」と強く非難し、清国

との外交禁止と裁判事務移管が守られていないとして「相当の処分に及ぶ」とするものだった。期限の二月三日に琉球が取つた態度は、これまでの先延ばしの嘆願と違い、全会一致で松田処分官の通達を拒否するものだった。琉球問題は日清間の外交問題になつており、その協議が決着するまでは琉球としては如何ともしがたいとした。松田処分官は、琉球の態度を「拒否」と判断し、ただちに帰京して実力公使による「処分」を建議した。政府は、決着を急ぎ、これを承認して松田処分官に三度目の琉球派遣を命じた。事態を察知した清国公使・何如璋は、三月初旬に寺島外務卿と面談し、進貢関係や「両属」関係の維持を主張し「処分」の中止を申し入れた。しかし、話し合いは物別れに終わつた。

### 「琉球処分」の断行・軍隊派遣

隨行員九人、内務省官員三人、武装警官一六〇人余、熊本鎮台兵約四〇〇人をともなつて三度目の琉球派遣に赴いた松田道之処分官は、警官らが首里城を取り囲み、城門を封鎖するなかで、一八七九年三月二七日午前一〇時、病の尚泰王の代理、今帰仁王子に対して「廢藩置県」の通達を読みあげた。「三日正午までに首里城を立ち退き、熊本鎮台分遣隊に明け渡せ。藩主は東京に移住せよ」というものだった。翌二八日には、琉球官員や那覇、首里の士族

代表が「琉球國を廃絶されでは、たとえ政府からどれほどの物資的恩恵を蒙つたとしても、精神的に安心できず、苦痛に耐えられない。廢藩を嘆願したが、松田処分官は「不敬不當」と叱り飛ばした。この日から首里王府の役人は執務を放棄し行政機能は止まつた。翌二九日、朝から三司官は首里内の男たちを集め、首里城内の器物、衣服、書画、書籍など歴代の王の収集品などを中城御殿などに運ばせ、夜の八時には、尚泰王がかごに乗り、従者數十人を従えて首里城を出た。中城御殿への道中は、提灯を掲げた士族が連なり、人々は涙を流した。この日、四五〇年続いた琉球王国は幕を閉じた。

### 沖縄県の設置と琉球の抵抗

その後、政府は四月四日、琉球藩を廃し沖縄県を置くことを全国に布告し、五日に鍋島直彬を県令に任命した。しかし、旧役人を中心に関連の抵抗は続いた。東京への転居を延期し続ける尚泰王に対しても、後継ぎの尚典を請願のために上京させて抑留したうえで、上京を求める統約を結んでいたアメリカのグラント前大統領が七九年六月に清国の天津を訪問した。李鴻章・北洋大臣は琉球問題の仲介をグラントに頼んだ。同月に日本を訪れたグラントは伊藤博文内務卿や天皇と会談した。そのなかでグラントは、琉球諸島を分割して清国に与えれば、明治政府が清国に求めていた日清修好条規改定問題での歐米列強並みの「最惠国待遇」を認めさせることができると示唆した。一八八〇年四月一七日、政府は「最惠国待遇」条項を加えて欧米諸国並

モイに派遣した。七五年に大久保利通内務卿が求めた熊本鎮台分営設置に対し、琉球使節は「琉球は兵を備えず、礼儀と話し合いで外国船に対応し、平和を維持してきた。兵営を設置すれば、外国から武力で強要される恐れがあるだけなく、琉球の人心も不安に陥り、清の信義も失う」と拒んだように、武器を持たない琉球の最大の手段は「国際的信義」であった。

### グラントの「琉球分割案」

七六年に清国に向かつた幸地親方朝常ら一九一名の密使の清国での働きかけと、東京での池城安規ら琉球使節の七五年からの働きかけによって明治政府による「琉球処分」は国際的にも知られるところとなり、欧米列強メディアでも論じられるようになつた。朝鮮やハワイ、ベトナムなどの小国指導者たちは琉球の抵抗に共感を寄せた。そんななかで、琉球と琉米修好条約を結んでいたアメリカのグラント前大統領が七九年六月に清国の天津を訪問した。李鴻章・北洋大臣は琉球問題の仲介をグラントに頼んだ。同月に日本を訪れたグラントは伊藤博文内務卿や天皇と会談した。そのなかでグラントは、琉球諸島を分割して清国に与えれば、明治政府が清国に求めていた日清修好条規改定問題での歐米列強並みの「最惠国待遇」を認めさせることができると示唆した。一八八〇年四月一七日、政府は「最惠国待遇」条項を加えて欧米諸国並

みの中国内地通商権を得る代わりに宮古・八重山などの先島を中国に割譲する案を閣議決定した。

これに対し清国は、沖縄本島を中心とする琉球国を復活させ、先島諸島を中国領土、奄美五島は日本領土とするような三分割案を持ち出した。明治政府はこれを拒否した。その後の交渉で清国と明治政府は一〇月二一日に条約改定と分割案に合意し、一〇日後の三日に調印するはずだった。しかし、清国側は調印を延期し続けていく。

## 琉球分割への亡命琉球人の必死の抵抗

背景に亡命琉球人による懸命な救国請願運動があつた。清国は先島で琉球王国を再建しようと尚泰や息子の尚典の引き渡しを明治政府に要求するが断られたために、李鴻章は幸地親方朝常に国王即位の意思があるかを確認した。幸地が琉球二分案自体に反対したので、李鴻章は条約調印の延期を申し入れた。亡命琉球人たちが「琉球分割は琉球滅亡と同じだから断固反対」と訴えて清国当局への請願を繰り返した。幸地親方朝常とともに密使として来ていた林世功は、一一月二〇日、「調印以前に決死の請願を試みて回天を期す」として午前八時に自決して三八歳の人生を捧げた。清国当局は「抗議の自決」に大きな衝撃をうけて条約調印はいつたん回避

される。明治政府は、その後も尚泰王や尚典を引き渡す方針を示すなどして清国に調印を求めていった。一方、駐日清公使の何如璋は東京在住の琉球人の意向を打診、在京琉球人と現地琉球人が「反対」でまとまり、尚泰も反対を表明した。請われて沖縄県庁顧問官に就任した最後の三司官でもあつた富川親方盛奎は顧問官を辞して密かに八二年に清国へ亡命して以後八年間救国運動に身を投じて客死した。

今日、沖縄本島から宮古島、八重山諸島、与那国島まで、かつての琉球王国の地域が一体として存続しているのは、明治政府の「琉球処分」に抵抗し、清国での権益拡大のために琉球を切り売りしようとした明治政府の企てに身命を賭して抵抗した琉球の先人たちの賜物であることがわかる。

## 日本の領土拡張政策と太平洋戦争

「琉球処分」から始まつた明治政府の領土拡張は、日清戦争で台湾と遼東半島、日露戦争で朝鮮の保護権、遼東半島南部の租借権、南満州の鉄道利権、樺太、第一次世界大戦でドイツから中国山東省の権益と南洋諸島の委任統治権を得た。そして、三一年満州事変、三二年満州建国、三七年日中戦争へと続く。

四月一日に沖縄本島に上陸して、六月二三日の摩文仁での戦闘終了までの三ヵ月間、沖縄全土を焦土にして住民を巻き込んだ激戦が繰り返された。沖縄県出身者は一般住民九万四〇〇〇人と防衛隊や軍人二万八〇〇〇人の一二万二〇〇〇人が戦死した。他に他都府県出身日本兵が六万五〇〇〇人、米兵一万二五〇〇人が戦死した。國体護持のために住民の玉砕を当然とした日本の戦争遂行の結果であつた。

それでも戦争は終わらなかつた。全国各都市

してヨーロッパと太平洋の両方で戦争を遂行していく。太平洋では次々に南洋の島々を奪還していく、四四年一〇月二〇日連合国司令官マッカーサーはフィリピンに上陸した。

## 沖縄戦そして敗戦へ

第二次世界大戦の最後で最大の地上戦が沖縄戦だつた。米軍に備えて日本軍は首里城の地下壕を構えて沖縄各地に陣地と飛行場を造りながら沖縄全土を戦場にして米軍を迎撃作戦を立てた。日本軍が沖縄人の防衛隊員を含めて約一一人であつたのに対し、米軍を中心とする連合軍は、延べ五四万八〇〇〇人の兵員を艦船一五〇〇隻、輸送船四五〇隻余で沖縄に投入したので勝敗は決したも同然だつた。

沖縄に至るまでに南洋の島々では玉砕の惨敗が続いていた。

への米軍の空襲が続き、八月六日、広島に原爆が落とされても終わらなかつた。最終的には、八月九日、ソ連が参戦したことで鈴木貫太郎首相らが参加する御前会議が開かれ、同日長崎に原爆が落とされるなか、ポツダム宣言受諾による無条件降伏が決まり、八月一五日、戦争が終わつた。

## 沖縄の米軍統治と基地建設

しかし、沖縄県民にとつて戦争は終わらなかつた。沖縄戦のなかで捕虜となつた沖縄住民は沖縄各地に設置された収容所に入れられた。収容所から沖縄住民が出るまでに最長で三年近くかかつた。沖縄を占領したアメリカは沖縄で恒久的な基地建設を計画していた。基地建設のための適地を確保したうえで残つた場所を住民に割り当てたからだ。県内各地で帰るべき故郷が基地になつていていた。一九五〇年代の新たな土地接収を含めて六〇以上の集落が基地のなかに消えていつた。

正式には、一九五一年九月八日に締結されたサンフランシスコ講和条約で確定し、五二年四月二八日に発効した。第一条で「連合国は、日本及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。」と日本の再独立を承認した。一方、第三条は、「日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）婦婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに冲の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のかなる提案にも同意する。このような提案が行われば可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。」として、沖縄および小笠原をアメリカの統治下に置くものだつた。

ポツダム宣言を受諾して敗戦国となつた日本は、連合国に占領されると同時に、明治政府の領土拡張から始まつた海外領土のすべてを失つた。

ポツダム宣言は「(8)カイロ宣言の条項は履行さるべきものとし、日本の主権は本州、北海道、九州、四国及びわれわれの決定する周辺小諸島に限定するものとする。」と宣言していたからだ。このポツダム宣言条項によつて、日本の拡張された海外領土にとつては、日本の敗戦は主権回復の日となつた。

サンフランシスコ講和条約で確定し、五二年四月二八日に発効した。第一条で「連合国は、日本及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。」と日本の再独立を承認した。

一方、第三条は、「日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）婦婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに冲の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のかなる提案にも同意する。この

背景には米軍占領直後から経済が疲弊しており、本土との分離にともなういつそうの経済悪化から奄美群島祖国復帰運動が激しさを増していたことがあげられる。

## 「銃剣とブルドーザー」による 基地建設

戦場となつた沖縄本島や周辺離島では、沖縄住民が収容所に入れられている間に多くの地域で米軍基地建設が進み住民が戻るべき故郷が失われるなかで、五二年以降、本土の海兵隊を移駐させるために「銃剣とブルドーザー」による新たな強制接收が始まつた。新たな強制接收と五六六年六月のブライス勧告による「軍用地料の一括払い」で土地を安く買い上げる米国の基地政策に反対する「土地を守る四原則貫徹」の運動が五六六年六月以降、沖縄中で市村民大会が開かれ、住民の激しい抗議行動が行なわれる島ぐるみの闘争になつていつた。

米軍は、米軍相手に商売を営む地域をオフリミッツ（立ち入り禁止令）にして住民側を経済的窮地に追い込もうしたが、住民の抵抗運動は続き、米国は軍用地料一括払いの方針を撤回した。一方、土地強制接收と基地建設は続き、アメリカが狙いとした沖縄基地を①制約な核基地、②アジア各地の地域的紛争に対処する米極東戦略の拠点、③日本やフィリピンの親米政権が倒れた場合のより所とする目論みは継続した。

五二年から六〇年までに日本本土の米軍基地は四分の一に減少し、海兵隊が移駐した沖縄では米軍基地は二倍に増えた。

米軍基地が建設されていくなかでも、「島ぐるみの闘争」を経験した沖縄住民は一九六〇年四月に「沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）」を結成して本土復帰運動の全県的な取組みを開始した。自治権拡大と主席公選を求める運動も取り組まれ一九六八年一一月、公選主席に屋良朝苗氏が当選する。

さらに、ベトナム戦争の激化にともない、米軍基地を抱える沖縄で反基地運動が取り組まれるようになり、日米政府は沖縄の施政権返還を協議し、一九六九年一一月の日米首脳会談で沖縄返還が合意された。そして、一九七二年五月一五日に沖縄の施政権返還が実現した。

## 沖縄返還と沖縄県民の声

七二年五月一五日の沖縄返還を象徴するものに琉球政府の「復帰措置に関する建議書」がある。沖縄県の声を日本政府と返還協定批准国会に届けるために作成された建議書である。公選主席の屋良朝苗氏が一九七一年一一月一七日、この建議書を持って上京する。しかし、同日、屋良主席が羽田に着く頃に沖縄返還協定は衆院返還協定特別委で自民党により強行採決され可決される。一一月二四日衆院本会議で可決、一二月二二日には参議院本会議でも可決された。

そのような観点から復帰を考えたとき、この

「復帰措置に関する建議書」（「はじめに」）より  
抜粋）

……アメリカは沖縄に極東の自由諸国の防衛という美名の下に、排他的かつ恣意的に膨大な基地を建設してきました。基地の中に沖縄があるという表現が実感であります。百万県民は小さい島で、基地や核兵器や毒ガス兵器に囲まれて生活してきました。それのみでなく、異民族による軍事優先政策の下で、政治的諸権利がいぢじるしく制限され、基本的人権すら侵害されてきたことは枚挙にいとまありません。県民が復帰を願った心情には、結局は国の平和憲法の下で基本的人権の保障を願望していたからに外なりません。（中略）復帰に当っては、やはり従来通りの基地の島としてではなく、基地のない平和の島としての復帰を強く望んでおります。

（中略）

復帰後も現在の想定では沖縄における米軍基地密度は本土の基地密度の一五〇倍以上になります。なるほど、日米安保条約とそれに伴う地位協定が沖縄にも適用されることは言え、より重要なことは、そうした形式の問題より、実質的な基地の内容であります。そうすると基地の整理縮小があるいはその今後の態様の展望がはつきり示されない限りは本土並基地と言つても説得力をもち得るものではありません。前述の通り県民の絶対多数は基地に反対していることによつてつくり出した基地は、それを生み出した施政権が返還されるときには、完全でないまでも

ある程度の整理なり縮小なりの処理をして返すべきではないかと思います。

また、アメリカが施政権行使したことによつてつくり出した基地は、それを生み出した施政権が返還されるときには、完全でないまでもある程度の整理なり縮小なりの処理をして返すべきではないかと思います。

「復帰措置に関する建議書」（「はじめに」）より  
（中略）

たびの返還協定は基地を固定化するものであり、県民の意志が十分に取り入れられていないとして、大半の県民は協定に不満を表明しております。まず基地の機能についてみると、段階的に措置に関する建議書」には、今まで続く沖縄県民の思いが綴られている。以下に抜粋して紹介する。

復帰関連法案は三〇日に自民党の単独採決で可決・成立した。結局、沖縄の声は聞かれることなく幻の屋良・建議書と言われている。「復帰措置に関する建議書」には、今まで続く沖縄県民の思いが綴られている。以下に抜粋して紹介する。

反対の世論と見てよく、これら二つを合わせるとおそらく八〇%以上の高率となります。

す。

(中略)

沖縄県民は過去の苦難に充ちた歴史と貴重な体験から復帰にあたっては、まず何よりも県民の福祉を最優先に考える基本原則に立つて、(1)地方自治権の確立、(2)反戦平和の理念をつらぬく、(3)基本的人権の確立、(4)県民本位の経済開発等を骨組とする新生沖縄の像を描いておりま

す。このようなことが結局は健全な国家をつくり出す原動力になると県民は固く信じているか

らであります。(中略)

……政府ならびに国会はこの沖縄県民の最終的な建議に謙虚に耳を傾けて、(中略)真に沖縄県民の心に思いをいたし、県民はじめ大方の国民が納得してもらえる結論を導き出して復帰を実現させてもらうよう、ここに強く要請いたしました。

昭和四六年一月一八日

琉球政府 行政主席 屋良朝苗

「復帰措置に関する建議書」は、「核抜き本土並み」と政府が説明する沖縄返還を「本土の基地密度の一五〇倍以上」とし「返還協定は基地を固定化するもの」と批判した。「復帰に当つては、基地のない平和な島としての復帰を強く望んでおります」と基地全面撤去を求めるものだった。

しかし、事実上、一部の返還された基地を除いて多くの米軍基地が米軍統治下同様のまま継

続されて、沖縄の米軍基地は日米安保上の提供施設とされた。その結果、実弾演習で住民地区に弾丸が飛び込む状況が継続され、人口密集地にあり日米の航空法にも違反する普天間飛行場では激しい飛行訓練が継続してきた。日米安保の提供施設とされた沖縄返還後の沖縄の米軍基地は日本政府の予算で施設整備されて基地強化が進むことになった。

## 少女暴行事件とSACO合意

七二年の沖縄返還以後、日米両政府は、沖縄県民の基地負担軽減の声を無視し続けてきた。

沖縄県の基地返還要求は棚晒しにされ、米軍の演習や訓練とともに航空機騒音被害などの住民被害や米軍人・軍属による犯罪への対策もなされず、二三年が過ぎた一九九五年九月に米海兵隊員三人による少女暴行事件が起こった。この事件を契機に、怒涛のように沖縄県民の米軍基地への怒りが噴出した。

そして、日米両政府は、初めて沖縄の基地の負担軽減を協議する「沖縄に関する特別行動委員会・SACO」を設置し、一九九六年一二月のSACO最終報告は、普天間飛行場の全面返還のほか一〇施設の返還を打ち出して沖縄の怒りに対応した。しかし、いずれも沖縄内での代替施設建設を条件としており、施設のリニューアルを日本政府の予算で行なうものだった。その結果、SACO最終報告から一九年を経た今

日でも、普天間飛行場の全面返還を含めて、五事案が返還されないままになっている。嘉手納基地と普天間飛行場には、航空機騒音規制措置が合意されたが、騒音被害は年々悪化している。普天間飛行場では夜間飛行訓練の運用制限も合意されたが、二〇一二年一〇月にオスプレイが配備されて以降、午後一〇時以降の飛行が常態化している。このように日米政府の沖縄への対応は、米軍優先であり、アメリカが認める範囲での負担軽減措置でしかなかつた。

## 辺野古新基地建設に反対する 沖縄県民

普天間飛行場全面返還の条件とされた代替施設建設をめぐつてこの一九年間、沖縄は揺れ続けてきた。一九九六年に辺野古移設は日米合意され、沖縄県知事も名護市長も同意したとして、

政府は辺野古への新基地建設作業を強行している。しかし、辺野古で建設される新基地は一九九六年に合意された普天間基地のヘリ部隊を移すための撤去可能なヘリポートとは似ても似つかぬ巨大なV字型の二つの滑走路がある最前線発進基地である。

二〇一〇年一月の知事選挙で普天間飛行場の「県外移設」を公約して再選された仲井眞知事(当時)が二〇一二年末に振興策と引き換えに県民の反対を無視して辺野古埋め立て申請を承認した。翌月、二〇一四年一月一九日の名護

市長選挙では辺野古移設に反対する稲嶺進氏が四〇〇〇票差の大差で再選され、同年一月の知事選では辺野古新基地建設に反対する翁長雄志候補が一〇万票差で圧勝し、続く衆院選挙でも沖縄一区から四区まで全小選挙区で辺野古新基地建設に反対する候補が勝利した。しかし、政府は辺野古新基地建設を強権的に進めようとしている。

## 沖縄の「自己決定権」をめぐる議論

日本政府が沖縄の声を無視し続けるなか、沖縄では「自己決定権」をめぐる議論が深められている。「自己決定権」をめぐる議論は、これまでの日本政府や米国政府に働きかけて基地問題を解決していくとする動きから一八〇度転換して沖縄県民が自ら沖縄のあり方を決定していくことを強く打ち出すものである。

最初の動きは、国連が先住民族の自決権を加盟国に求めていることを梃にして沖縄における日本政府の対応を先住民への差別として是正させようとするものであり、国連の先住民族の権利を沖縄に適用させて過重な基地負担の軽減と沖縄固有の文化や言語を守らせようと取り組まれた人種差別撤廃条約にもとづいて沖縄への基地集中を琉球民族への差別的取扱いと国連人種差別撤廃委員会へ告発するきわめて有効な取組

みである。日本政府の人種差別撤廃条約の批准は条約採択から三〇年後の一九九五年で一四六年の締約国だ。遅れた理由は在日朝鮮人への差別的取扱いやアイヌと沖縄人などマイノリティへの差別的対応を認めたくないためである。国連人権委員会の特別報告者ドウドウ・ディエン氏の二〇〇六年一月二十四日のドゥドゥ・ディエンレポートは、「一九七二年以降、日本における米軍基地の大多数が、日本本土の〇・六パーセントに過ぎない沖縄に集中し、環境ならびに沖縄の人びと固有の文化・慣習に影響を及ぼしている」と指摘した。

第二の動きは、国際人権規約などにもとづいて日本国内にあっても沖縄県民の（内的）自己決定権を実現しようとするもので、日米政府に決定権を実現しようとするもので、日米政府による辺野古新基地建設強行に対し、沖縄が沖縄県民の意思として辺野古基地建設を拒否する権利があるとする根拠を、国連憲章や世界人権宣言、国際人権規約（一九六六年採択、七年日本批准）に求めるものである。昨年六月に結成された『沖縄「建白書」』を実現し未来を拓く島ぐるみ会議の理論的支柱となつている。スコットランドで三〇〇年ぶりにスコットランド議会が設置された一九九九年をはさんで首都のエディンバラ大学で自治権を研究した島袋純琉球大学教授が提唱した。

国際人権規約は、第一条一項で「すべての人間は、自決の権利を有する。この権利に基づき、取り組んでいた。沖縄の「自己決定権」実現すべての人民は、その政治的地位を自由に決定

し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する」と規定している。自己決定権は国家に与えてもらう権利ではなく、歴史的番目の締約国だ。遅れた理由は在日朝鮮人への差別的取扱いやアイヌと沖縄人などマイノリティへの差別的対応を認めたくないためである。国連人権委員会の特別報告者ドウドウ・ディエン氏の二〇〇六年一月二十四日のドゥドゥ・ディエンレポートは、「一九七二年以降、日本における米軍基地の大多数が、日本本土の〇・六パーセントに過ぎない沖縄に集中し、環境ならびに沖縄の人びと固有の文化・慣習に影響を及ぼしている」と指摘した。

第三の動きは、日本から沖縄を独立させようとするものである。「自己決定権」を確立する

ために沖縄の独立をめざす「琉球民族独立総合研究学会」が二〇一三年五月一五日に研究者を含めて設立された「琉球独立」が真剣に研究さ

れるようになった。同学会設立趣意書は、「琉球は日本から独立し、全ての軍事基地を撤去し、新しい琉球が世界中の国々や地域、民族と友好関係を築き、琉球民族が長年望んでいた平和と希望の島を自らの手でつくりあげる必要がある」と掲げる。松島泰勝龍谷大学教授や沖縄国際大学の研究者が共同代表を務める。

いずれの動きも、日本政府に働きかけるのではなく、沖縄県民の自己決定権によって決定していくということに新たな動きの特徴がある。これら三つの動きは対立することなく、一緒に公開シンポジウムなどを開催して県民への啓蒙に取り組んでいる。沖縄の「自己決定権」実現

## 新基地建設中止で 「自己決定権」の金字塔を

\* 拙稿「自己決定権を政府からもぎ取る沖縄の新しい動き」変革のアソシエ二〇号（二〇一五年）二五～二七頁。

（いは よういち）

今、名護市辺野古のキャンプ・シュワブのゲート前には毎日一〇〇名を超える人々が新基地建設に反対する座り込みに参加し、辺野古の海では二〇人を超える市民がカヌーに乗って抗議行動を開催している。そして、辺野古の新基地建設反対の取組みを支える「島ぐるみ会議」各市町村支部の結成も相次いでいる。

辺野古新基地建設を止めることを公約して誕生した翁長県政は、県民ぐるみの辺野古新基地反対運動に支えられながら、第三者委員会による前知事の辺野古埋め立て承認の検証を行ない、四つの瑕疵があるとする報告書を受け取った。いよいよ沖縄県が日米政府の辺野古新基地建設をストップさせる「辺野古埋め立て承認の取り消し」を行なう時期が到来している。

四〇〇年前の島津氏の琉球侵攻以来、沖縄は「自己決定権」を奪われたまま歴史を紡いだ。今日、日米政府が押しつける辺野古新基地建設を沖縄県民の意思として撥ね退けていくことは、沖縄の「自己決定権」確立の金字塔となるだろう。

### 【参考文献】

\* 琉球新報社・新垣毅『沖縄の自己決定権』（高文研、二〇一五年）。

# 60th ANNIVERSARY 新自由主義か新福祉国家か 民主党政権下の日本の行方

定価 2,300円(税別) 四六判 420 頁

「新しい政治」「新しい福祉国家」  
をつくるために！ 渡辺 治 岡田知弘  
著 二宮厚美 後藤道夫  
(元一橋大学) (京都大学)  
(神戸大学) (元都留文科大学)

- 第1章 政権交代と民主党政権の行方
- 第2章 世界同時不況と新自由主義の転換
- 第3章 構造改革による地域の衰退と  
新しい福祉国家の地域づくり
- 第4章 構造改革が生んだ貧困と  
新しい福祉国家の構想

旬報社

〒112-0015 東京都文京区自白台2-14-13  
Tel: 03-3943-9911 FAX: 03-3943-8396

<http://www.junposha.com>

37

労働法律旬報

一橋大学フェアレイバー研究教育センター 連載一⑥